下妻市内の自主防災組織に対する補助金交付について

※下線部が令和4年度に新たに加わった補助事業

補助対象事業		補助対象事業者	補助対象事業経費	補助額
自主防災	1 自主	市内に存する自	説明会の開催、普及啓発資料の	1組織当たり3万円
組織活動	防災組	主防災組織	作成、先進地調査、防災カルテ・	
事業	織結成		防災マップの作成その他新たな自	
	事業		主防災組織の結成に必要な事業に	
			要する経費	
	2 資機	市内に存する自	メガホン、消火器、救助用工	1組織当たりの補助
	材等整	主防災組織	具、担架、避難誘導旗、腕章、強	対象経費の2分の1以
	備事業		カライト、非常持出袋その他自主	内の額(限度額10万
			防災組織の整備に必要な資機材及	円)
			び備蓄食糧の購入に要する経費	
	3 資機	市内に存する自	ホース格納箱、消防用ホース、	1組織当たりの補助
	材等維	主防災組織	筒先、マンホール開閉器及び消火	対象経費の2分の1以
	持事業		栓開閉器の維持(更新、修繕等を	内の額(限度額10万
			いう。)に要する経費	円)
	4 防災	市内に存する自	防災訓練、防災講話の実施に要	1組織当たりの補助
	<u>活動事</u>	主防災組織	<u>する経費(ただし防災啓発物品以</u>	対象経費の2分の1以
	<u>業</u>		外の食料・飲料品費は除く)	内の額(限度額:参加
				者20名以上3万円、
				参加者20名未満2万
				円)

(注)

- 1 各事業において行う1組織当たりの補助は、1回に限るものとする。ただし、資機材等維持事業については、この限りでない。<u>また、防災活動事業については、各自主防災組織につき1年度に1回とし、県に申請した補助事業は含めない。</u>
- 2 資機材等整備事業、資機材等維持事業、又は防災活動事業において算出された補助額に
 - 1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。